

**第 7 期長井市障がい福祉計画
第 3 期長井市障がい児福祉計画**

長 井 市

目 次

I	計画の策定にあたって	1
1	計画策定の趣旨と目的	
2	計画の位置付けと計画期間	
3	計画の策定体制	
II	計画の基本的な考え方	3
1	国の基本指針における基本的な考え方	
2	基本理念	
3	基本目標	
III	障害福祉サービス等の前計画の進捗状況	6
IV	成果目標	7
1	本項目の内容と目的	
2	成果目標	
(1)	施設入所者の地域生活への移行	
(2)	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	
(3)	地域生活支の充実	
(4)	福祉施設から一般就労への移行等	
(5)	障がい児支援の提供体制の整備等	
(6)	相談支援体制の充実・強化等	
(7)	障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	
V	障害福祉サービス等の見込量と確保のための方策	10
1	本項目の内容	
(1)	地域移行	
(2)	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	
(3)	障がい児支援体制	
(4)	相談支援体制の充実・強化のための取組	
(5)	障害福祉サービス等の質を向上させるための取組	
2	障害福祉サービスの種類と内容	
3	障害福祉サービス等の必要な見込み量の確保のための全般的な方策	
VI	地域生活支援事業の実施と見込量	17
1	第6期障がい福祉計画による地域生活支援事業の進捗状況	
2	地域生活支援事業の種類と内容	
3	地域生活支援事業のサービス見込量	
4	サービス見込量の確保のための方策	
VII	計画の達成状況の点検及び評価	20

この計画において、法令や関連した法令間で共通して使用すべき用語等については「障害」を、人や人の状況を表す場合は「障がい」を用いています。

I 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨と目的

本市では、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）の「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものである」との理念を実現するため、「第3期長井市障がい者福祉計画」の方向性も踏まえながら、令和3年3月に「第6期長井市障がい福祉計画・第2期長井市障がい児福祉計画」（以下「前回計画」という。）を策定し、住み慣れた地域で安心して暮らし続けるための体制の整備や障がいのある人の自立を支え家族等を支援する障害福祉サービスの充実などに資する各種施策を推進してきました。

このたび前回計画の計画期間（令和3年度～令和5年度）が終了することから、前回計画の数値目標に対する進捗状況、各年度における障害福祉サービス等の実績を踏まえ、障害者総合支援法第88条第1項及び児童福祉法第33条の20第1項の規定に基づき、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（令和5年こども家庭庁・厚生労働省告示第1号：令和5年5月19日改正）（以下「基本指針」という。）に即して、令和8年度を最終目標年次とした具体的な数値目標や、各年度における障害福祉サービス等の見込み量を設定する「第7期長井市障がい福祉計画・第3期長井市障がい児福祉計画」（以下「本計画」という。）を策定し、本市における障がい児者施策の一層の充実に取り組むものです。

なお、本市では、障害児通所支援及び障害児相談支援の目標数値等を障がい福祉計画のなかで示してきたことから、第3期障がい児福祉計画についても、第7期障がい福祉計画と一体的な計画として策定することとします。

2 計画の位置付けと計画期間

（1）計画の位置づけ

本計画は、関係法の規定に基づき市町村が定める計画であり、次の2つの側面を有しています。

- ・ 障害者総合支援法第88条第1項の規定に基づく「市町村障害福祉計画」として、本市における障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業提供体制の整備や事業を円滑に実施するために、「成果目標」に関する計画を定めるもの。
- ・ 児童福祉法第33条の20の規定に基づく「市町村障害児福祉計画」として、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保や実施に関する計画を定めるもの。

（2）他の計画との関係

本計画は、国及び山形県が策定する関連計画や、市政運営の最上位計画である「長井市第6次総合計画」並びに福祉分野における上位計画である「長井市第3期地域福祉計画」及びその障がい者分野である「第3期長井市障がい者福祉計画」等の各種計画等との整合を図りながら一体的に推進するものです。

（3）SDGsの推進

平成27年に国連で採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」（以下、「SDGs」という。）では、策定過程において障がいのある人が当事者として参画し、障がい者福祉に関する目標が設定されています。各自治体でもSDGsを踏まえた政策が求められる中、本市でも「第6次長井市総合計画」において、総合計画とSDGsを一体

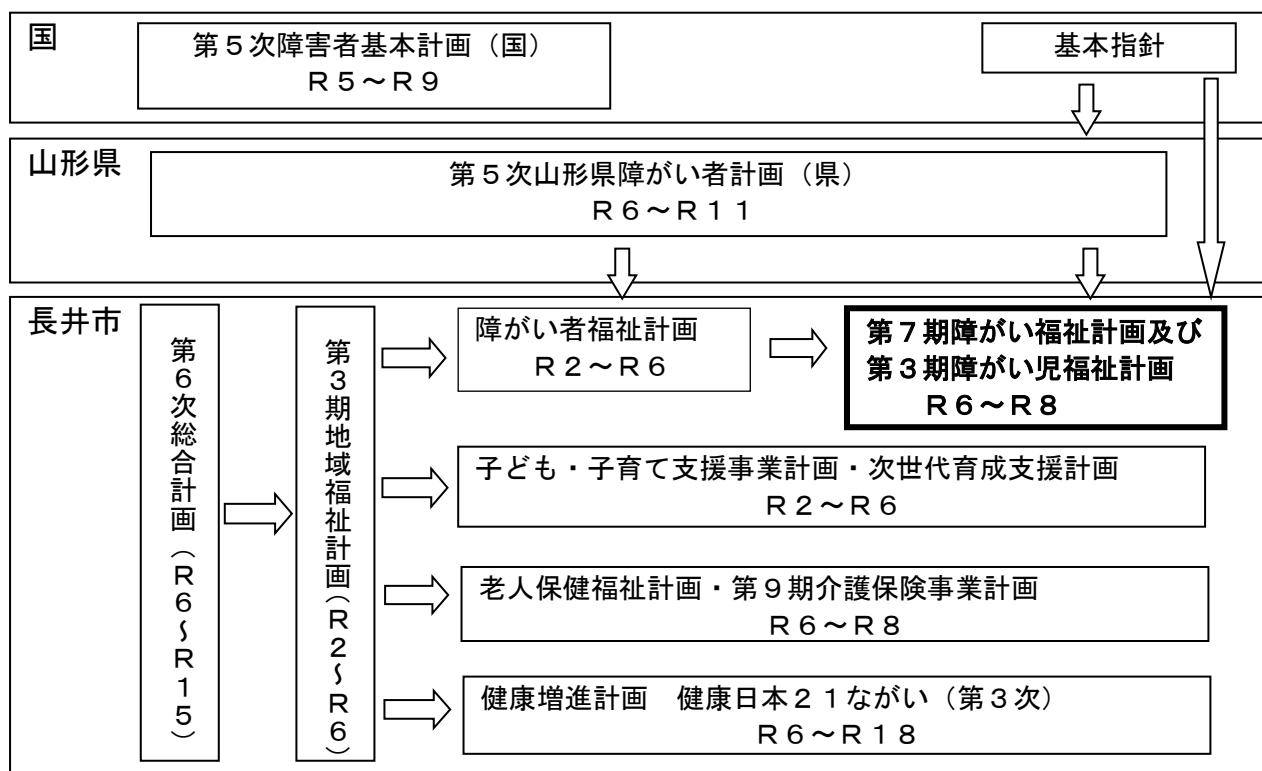
的に推進していくこととしています。SDGsの17の目標のうち本計画では下記の6つの目標についてSDGsの目標実現に貢献できるよう計画を推進していきます。



(4) 計画期間

計画期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

関連計画との関係図



3 計画の策定体制

(1) 協議体における検討

本計画の策定にあたり、障がい者当事者団体や医療・教育・福祉・就労等の各分野の代表で構成された長井市地域自立支援協議会において策定委員会を設置し、施策や計画案を検討しました。

(2) アンケート調査の実施

本計画の策定にあたり、障がいのある方の生活実態や障害福祉サービス等に対するニーズを把握するため、無作為で抽出した障害福祉サービス利用者、障害児通所サービス利用者、障害者手帳所持者（身体、療育、精神）、難病をお持ちの方、医療的ケアを受けている方の保護者等を対象にアンケートを実施し、計画策定の基礎資料としました。

(3) パブリックコメントの実施

市民や関係者の意見を広く反映させるため、本計画の計画素案について、令和6年1月～2月にパブリックコメントを実施しました。

Ⅱ 計画の基本的な考え方

1 国の基本指針における基本的な考え方

本計画の策定にあたっては、国の基本指針における、以下の基本的な考え方を踏まえ策定しました。

① 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障がい者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がい者等が必要とする障害福祉サービスやその他の支援を受けつつ、障がい者の自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の整備を進める。

② 市町村を基本とした身近な実施主体と障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施

障がい者が地域で障害福祉サービスを受けることができるよう、市町村を実施主体の基本とする。また、障害福祉サービスの対象となる障がい者等の範囲を、身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者（発達障がい者及び高次脳機能障がい者を含む。）並びに難病患者等（治療方法が確立していない疾病その他の特殊な疾病であって、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法令施行令で定めるものによる障がいの程度が、当該障がいにより継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける程度である者をいう。）であって18歳以上の者並びに障がい児とし、県の適切な支援等を通じて障害福祉サービスの均てん化（誰もが等しく利益を享受できること）を図る。

③ 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援などの課題に対応したサービス提供体制の整備

障がい者等の自立支援の観点から、入所等（福祉施設への入所または病院への入院をいう。以下同じ。）から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障がい者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくり、NPOなどによるインフォーマルなサービス（法律や制度に基づかない形で提供されるサービスをいう。）の提供など、地域の社会資源を最大限に活用し、サービス提供体制の整備を進める。特に、入所等から地域生活への移行については、適切に意思決定支援を行いつつ地域生活を希望する者が地域での暮らしを継続することができるよう、地域生活への移行が可能となるようサービス提供体制を確保する。また、市町村は、地域生活に対する安心感を担保し、自立した生活を希望する者に対する支援等を進めるために、地域の体制づくりを有する地域生活支援拠点等を整備するとともに、障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えて、これらの機能をさらに強化する必要がある。こうした拠点等の整備にあわせて、相談支援を中心として、学校からの卒業、就職、親元からの自立等の生活環境が変化する節目を見据えて、中長期的視点に立った継続した支援を行う必要がある。なお、地域生活支援拠点等の整備・運営に当たっては、地域生活支援拠点等と基幹相談支援センターのそれぞれの役割を踏まえた効果的な連携を確保する必要がある。さらに、精神障がい者の地域生活への移行を進めるにあたっては、自治体を中心とした地域精神保健医療福祉の一体的な取組の推進に加え、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる包摂的（インクルーシブ）な社会の実現に向けた取組の推進が必要である。これを踏まえ、精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を進める。

④ 地域共生社会の実現に向けた取組

地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域共生社会の実現に向け、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりや、制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、地域ごとの地理的条件や地域資源の実態等を踏まえながら、令和３年４月に施行された地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律による改正社会福祉法に基づく市町村の包括的な支援体制の構築の推進に取り組む。その際、市町村は同法に基づく地域福祉計画や重層的支援体制整備事業実施計画との連携を図りつつ、次に掲げる支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業の活用も含めて検討し、体制整備を進める。

⑤ 障がいのある児童の健やかな育成のための発達支援

障がい児支援を行うにあたっては、障がい児本人の最善の利益を考慮しながら、障がい児の健やかな育成を支援することが必要である。このため、障がい児及びその家族に対し、障がいの疑いがある段階から身近な地域で障がい種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実を図るとともに、県の適切な支援を通じて、障がい児支援の均てん化を図り、地域支援体制の構築を図る。また、障がい児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を図る。さらには、障がい児が地域の保育や教育を受けることができるように支援することで、障がいの有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進する。加えて、人工呼吸器を装着している障がい児、その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある医療的ケア児が支援を円滑に受けられるようにする等、専門的な支援を要する人に対して、各関連分野が共通の理解に基づき、協働する包括的な支援体制を構築する。

⑥ 障がい福祉人材の確保・定着

障がい者の重度化・高齢化が進む中においても、将来にわたって安定的に障害福祉サービス等を提供し、様々な障がい福祉に関する事業を実施していくためには、提供体制の確保と併せてそれを担う人材の確保・定着を図る必要がある。そのためには、専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進、障がい福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等を行うとともに、職員の処遇改善等による職場環境の整備や障がい福祉現場におけるハラスメント対策、ＩＣＴ・ロボットの導入による事務負担の軽減、業務の効率化に関係者が協力して取り組んでいくことが重要である。

⑦ 障がい者の社会参加を支える取組

障がい者の地域における社会参加を促進するためには、障がい者の多様なニーズを踏まえて支援すべきである。その際、文化・芸術活動や健康づくり、スポーツ等の分野を含め、地域でいきいきと安心して健康的に暮らすことができる社会を目指すことが重要である。特に、障がい者による文化芸術活動の推進に関する法律を踏まえ、文化行政担当等の関係部局との連携を図りつつ、合理的配慮の提供とそのための環境整備に留意しながら、障がい者が文化芸術を享受鑑賞し、又は創造や発表等の多様な活動に参加する機会の確保等を通じて、障がい者の個性や能力の発揮及び社会参加の促進を図る。また、読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現のため、視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する法律を踏まえ、視覚障がい者等の読書環境の整備を計画的に推進する。さらに、障がい者等による情報の取得利用・意思疎通を推進するため、障がい者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律を踏まえ、デジタル担当や情報通信担当、産業政策担当等の関係部局との連携を図りつつ、障がい特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成、障がい当事者によるＩＣＴ活用等の促進を図る。

2 基本理念

第3期長井市障がい者福祉計画では、第5次長井市総合計画で掲げる市の目指す将来像「みんなで創るしあわせに暮らせるまち 長井」や第3期長井市地域福祉計画における基本目標のひとつ「市民一人ひとりが安心して暮らせるまちづくり」等を踏まえ「全ての住民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現と、全ての障がい者及び障がい児が、可能な限り地域社会において必要な日常生活又は社会生活を営むための支援体制の整備を推進していきます。」を基本理念としています。

第3期長井市障がい者福祉計画は本計画の上位計画にあたるため、引き続きこの基本理念等を踏まえ本計画を推進していきます。

3 基本目標

＜基本目標1＞ 「福祉施設入所者の地域生活への移行」

福祉施設から地域生活への移行を支援するため、希望する福祉施設入所者に対し、地域生活のためのサービスを提供します。

＜基本目標2＞ 「地域生活支援の充実」

障がい者等の地域生活への移行の支援及び地域生活支援を充実させるため、地域生活支援拠点等を整備するとともに、その機能の充実を図ります。

＜基本目標3＞ 「福祉施設から一般就労への移行等」

福祉施設から一般就労への移行等を促進するため、就労の場の掘り起こしや関係機関のネットワークを強化充実し、就労移行支援等を推進し、障がいのある人の福祉施設から一般就労への移行を促進します。

＜基本目標4＞ 「障がい児支援の提供体制の整備等」

障がいのある児童等のライフステージに沿って地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制を整備します。

＜基本目標5＞ 「相談支援体制の充実・強化等」

相談支援体制の充実・強化の取組の中核となる基幹相談支援センターの設置が進む中、地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保します。

＜基本目標6＞ 「障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築」

障害福祉サービス等が多様化するとともに、多くの事業者が参入している中、利用者が真に必要な障害福祉サービス等が提供できるよう、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築します。

Ⅲ 障害福祉サービス等の前計画の進捗状況

- ・計画は、前計画における令和5年度のサービス見込み量です。
- ・実績は、令和5年3月から9月利用分の平均値です。（居住系サービス以外）

（１）訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護等）

（月当たり延利用時間）

計 画	実 績	進捗率
利用時間	利用時間	
736時間(46人)	990.8時間(38.1人)	134.6%(82.6%)

（２）日中活動系サービス

（月当たりの利用人数）

	計 画	実 績	進捗率
生 活 介 護	86人	73.0人	84.9%
自立訓練（機能訓練）	1人	0.1人	10.0%
自立訓練（生活訓練）	2人	0.9人	45.0%
就 労 移 行 支 援	5人	0.4人	8.0%
就 労 継 続 支 援 A 型	5人	2.0人	50.0%
就 労 継 続 支 援 B 型	106人	103.7人	97.8%
就 労 定 着 支 援	1人	0.0人	0.0%

（３）居住系サービス

（10月現在の利用実人数）

	計 画	実 績	進捗率
自 立 生 活 援 助	1人	0.0人	0.0%
施 設 入 所 支 援	41人	32.0人	78.0%
共 同 生 活 援 助	41人	45.0人	109.8%
療 養 介 護	4人	7.7人	192.5%
短 期 入 所	21人	16.1人	76.7%

（４）相談支援（サービス利用計画作成）

（月当たりの利用人数）

	計 画	実 績	進捗率
計 画 相 談 支 援	32人	46.0人	143.8%
地 域 移 行 支 援	2人	0.6人	30.0%
地 域 定 着 支 援	1人	0.0人	0.0%

（５）障がい児支援

（月当たりの利用人数）

	計 画	実 績	進捗率
児 童 発 達 支 援	21人	30.7人	146.2%
放課後等デイサービス	42人	64.0人	152.4%
保 育 所 等 訪 問 支 援	11人	30.9人	280.9%
医 療 型 児 童 発 達 支 援	1人	0.1人	10%
居宅訪問型児童発達支援	0人	0.0人	0%
障 害 児 相 談 支 援	14人	30.7人	219.3%
医療的ケア児に対するコーディネーター	2人	2.0人	100%

Ⅳ 成果目標

1 本項目の内容と目的

国の基本指針に基づき、計画期間中における施策の成果目標や障害福祉サービス等の見込量などを定め、本市におけるサービス提供体制の計画的な整備を図ります。

2 成果目標

(1) 施設入所者の地域生活への移行

令和8年度末までに、令和4年度末時点の施設入所者の6%以上が地域生活に移行することを目指すとともに、令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上を削減することを目標とします。

項 目	数 値	考え方
現入所者 (A)	37人	令和4年度末の施設入所者数
目標年度入所者数 (B)	33人	令和8年度末時点の利用人員
地域移行者数 (C) 〔地域生活移行率〕 (C) / (A)	4人 (10.8%)	施設入所者からグループホーム等へ移行する者の数
削減見込 (A-B) 〔減少率〕 ((A) - (B)) / (A)	4人 (10.8%)	差引減少見込み数

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

令和8年度末までに精神障がいのある人が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしを送ることができるよう、保健、医療、福祉関係者の連携を図り、地域全体で精神障がいのある人を支える体制を整えていきます。(市町村の成果目標設定値なし)

(3) 地域生活支援の充実

令和8年度末までに、市内若しくは西置賜圏域に少なくとも1つの地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため人員やネットワークの整備、年1回以上運用状況を検証及び検討する体制を整備することを目標とします。また、コーディネーターの配置等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築と強度行動障がいを有する障がい者に関する支援体制を整備します。

項 目	数 値	考え方
地域生活支援拠点の整備	1か所	令和8年度末の数
コーディネーターの配置人数	1人	令和8年度末の人数
地域生活支援拠点等の運用状況の検証及び検討	1回	令和8年度末の回数
強度行動障がいを有する障がい者に関する支援体制の整備	1か所	令和8年度末の数

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

就労移行支援事業所などの福祉施設から、令和8年度中に一般就労に移行する者の目標値を、令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上に、就労移行支援事業利用者のうち、令和8年度中に一般就労に移行する者の目標値を、令和3年度の一般就労への移行実績の1.31倍以上に、就労継続支援A型事業利用者のうち、令和8年度中に一般就労に移行する者の目標値を、令和3年度の一般就労への移行実績の1.29倍以上に、就労継続支援B型事業利用者のうち、令和8年度中に一般就労に移行する者の目標値を、令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上に、令和8年度中に、就労定着支援事業を利用し就労定着率が7割以上の事業所の割合が2.5割以上になることを目指します。

項目	数値	考え方
現在の年間一般就労移行者数	0人	令和3年度中に福祉施設を退所し、一般就労に移行した者の数
目標年度の年間一般就労移行者数 (1.28倍以上)	4人 (一倍)	令和8年度中に福祉施設を退所し、一般就労に移行する者の数
現在の就労移行支援事業利用者の 年間一般就労移行者数	0人	就労移行支援事業利用者のうち、令和3年度中に一般就労に移行した者の数
目標年度の就労移行支援事業利用 者の年間一般就労移行者数 (1.31倍以上)	1人 (一倍)	就労移行支援事業利用者のうち、令和8年度中に一般就労に移行する者の数
現在の就労継続支援A型事業利用 者の年間一般就労移行者数	1人	就労継続支援A型事業利用者のうち、令和3年度中に一般就労に移した者の数
目標年度の就労継続支援A型事業 利用者の年間一般就労移行者数 (1.29倍以上)	2人 (2倍)	就労継続支援A型事業利用者のうち、令和8年度中に一般就労に移行する者の数
現在の就労継続支援B型事業利用 者の年間一般就労移行者数	0人	就労継続支援B型事業利用者のうち、令和3年度中に一般就労に移行した者の数
目標年度の就労継続支援B型事業 利用者の年間一般就労移行者数 (1.28倍以上)	1人 (一倍)	就労継続支援B型事業利用者のうち、令和8年度中に一般就労に移行する者の数
現在の就労定着支援事業の年間利 用者数	0人	令和3年度の就労定着支援事業の年間利用者数
目標年度の就労定着支援事業の年 間利用者数 (1.41倍以上)	1人 (一倍)	令和8年度の就労定着支援事業の年間利用者数
目標年度において、就労定着支援 事業所のうち、就労定着率が7割 以上の事業所の割合	2.5割	令和8年度の就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所の割合

（５）障がい児支援の提供体制の整備等

障がい児のライフステージに沿って地域の保健、医療、福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制整備が重要となります。本計画より「障がい児の地域社会への参加・包括（インクルージョン）の推進体制整備」の項目が新たに追加となりました。それ以外の項目は前計画から引き続きの目標となっておりますが、現時点で目標を達成している状況です。

項目	数値	考え方
児童発達支援センターの設置	1 か所	令和 8 年度末時点の設置数
障がい児の地域社会への参加・包括（インクルージョン）の推進体制整備		令和 8 年度末時点の推進体制の整備状況
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保	1 か所	令和 8 年度末の主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の数
主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	1 か所	令和 8 年度末の主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の数
医療的ケア児支援協議の場の設置		令和 8 年度末の設置状況
医療的ケア児等コーディネーターの配置	1 人	令和 8 年度末の配置人数

（６）相談支援体制の充実・強化等

令和 8 年度末までに、基幹相談支援センターの設置を目指し、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを目指します。また、協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善及びそのために必要な協議会の体制を確保します。

項目	内容
総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制の確保	令和 8 年度末までに基幹相談支援センターの設置を目指し、実施体制を確保する

（７）障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

令和 8 年度末まで、障害福祉サービス等に係る各種研修の活用、障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果及び県による指導監査結果の共有等、サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築することを目指します。

V 障害福祉サービス等の見込量と確保のための方策

1 本項目の内容

本計画における「成果目標」の達成に向け、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス等について、種類ごとに実施に関する考え方、見込量及び見込量確保のための方策を定めます。見込量については令和5年10月、障がい者手帳所持者、特別支援学校や特別支援学級の児童生徒等を対象に行ったアンケート結果、現状の利用実績等を勘案し設定します。

(1) 地域移行

① 訪問系サービスの見込量

(1月当たりの延利用時間数と利用人数)

	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	人数	延利用時間	人数	利用時間	人数	利用時間
居宅介護	44	478	46	496	48	516
重度訪問介護	1	259	1	259	1	259
同行援護	3	30	3	30	3	30
行動援護	0	0	0	0	1	10
重度障害者等包括支援	0	0	0	0	0	0
見込量確保のための方策 市内及び近隣のサービス事業所と連携を取りながら、情報提供や相談など事業者への必要な支援を行い、障がいの種別に関わりなく、今後想定されるニーズに応えられるよう、体制の充実とサービスの質の向上を働きかけます。行動援護、重度障害者等包括支援については、利用実績がなく、近隣にサービスを提供する事業者が少ない又は存在しないことから情報収集に努めていきます。						

② 日中活動系サービスの見込量

(1月当たりの延利用人数と延利用日数)

	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	人数	延利用日数	人数	延利用日数	人数	延利用日数
生活介護	76	1,270	76	1,270	76	1,270
(うち重度障がい者)	3		3		3	
自立訓練(機能訓練)	1	17	1	17	1	17
自立訓練(生活訓練)	2	15	2	15	2	15
就労選択支援					1	10
就労移行支援	1	18	1	18	1	18
就労継続支援A型	1	10	1	10	1	10
就労継続支援B型	99	1,681	99	1,686	99	1,691
就労定着支援	0	0	0	0	1	10
見込量確保のための方策 市内及び近隣のサービス事業所と連携を取りながら、情報提供や相談など事業者への必要な支援を行い、障がいの種別に関わりなく、今後想定されるニーズに応えられるよう、体制の充実とサービスの質の向上を働きかけます。就労選択支援については令和7年度を目途に開催される予定の新しいサービスです。利用実績がなく、近隣にサービスを提供する事業者が少ない就労定着支援とともに情報収集に努めていきます。						

③ 居住系サービスの見込量

(1月当たりの利用人数(短期入所のみ延利用日数))

	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	人数	延利用時間	人数	利用時間	人数	利用時間
自立生活援助	0		0		1	
施設入所支援	35		34		33	
共同生活援助	50		55		60	
(うち重度障がい者)	8		9		10	
療養介護	6		6		6	
短期入所	10	78	10	78	10	78
(うち重度障がい者)	4		4		4	
見込量確保のための方策 サービス事業所等と連携し地域における居住の場の確保を図っていきます。また、地域生活支援拠点等の整備により地域で生活していくための機能の充実を図ります。						

④ 相談支援の見込量

(1月当たりの利用人数)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	人数	人数	人数
計画相談支援	55	62	69
地域移行支援	0	0	1
地域定着支援	0	0	1
見込量確保のための方策 サービス提供事業所と日頃から連携を図り、各種研修等に関する情報の情報提供を行うなど、相談支援体制の充実に努めます。			

(2) 精神障害に対応した地域包括ケアシステムの構築

1 (1) ②、③、④のうち精神障がい者の内数

(1月当たりの利用人数)

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
		人数	人数	人数
②	自立訓練 (生活訓練)	1	1	1
③	自立生活援助	0	0	1
	共同生活援助	19	21	23
④	地域移行支援	0	0	1
	地域定着支援	0	0	1

② 保健・医療・福祉関係者による協議の場について

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
1	開催回数	1	1	1
2	参加者数	22	22	22
	保健	7	7	7
	医療（精神科）	9	9	9
	医療（精神科以外）	0	0	0
	福祉	1	1	1
	介護	0	0	0
	当事者	0	0	0
	家族	0	0	0
	その他	5	5	5
3	目標設定及び評価の実施	1	1	1

（３）障がい児支援体制

① 障がい児支援の見込量

（１月当たりの延利用人数と延利用日数）

	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	人数	延利用日数	人数	延利用日数	人数	延利用日数
児童発達支援	47	368	50	391	53	414
放課後等デイサービス	66	666	69	676	72	686
保育所等訪問支援	8	21	9	25	10	29
居宅訪問型児童発達支援	0	0	0	0	0	0
障害児相談支援	18		20		22	
見込量確保のための方策 市内及び近隣のサービス事業所と連携を取りながら、情報提供や相談など事業者への必要な支援を行い、障がいの種別に関わりなく、今後想定されるニーズに応えられるよう、体制の充実とサービスの質の向上を働きかけます。居宅訪問型児童発達支援は利用実績がなく、近隣にサービスを提供する事業者が存在しないため情報収集に努めていきます。						

② 発達障がい者等に対する支援

	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		人数	人数	人数
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数（保護者）及び実施者数（支援者）	受講者数	7	7	7
	実施者数	5	5	5

(4) 相談支援体制の充実・強化のための取組

		単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
①	基幹相談センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言	回	0	0	1
②	地域の相談支援事業所の人材育成の支援	回	0	0	1
③	地域の相談機関との連携強化の取組の実施	回	0	0	1
④	個別事例の支援内容の検証の実施	回	0	0	1
⑤	基幹相談センターにおける主任相談支援専門員の配置数	人	0	0	1
⑥	協議会における相談支援事業所の参画による事例検討の実施回数及び参加事業者・機関数	回	3	3	3
		者	19	19	19
⑦	協議会の専門部会の設置数及び実施回数	部会	1	1	1
		回	1	1	1
見込量確保のための方策					
地域の障がい福祉サービス事業所等と令和8年度末まで地域生活支援拠点等の整備を進めていく中で相談支援体制の充実・強化を進めていきます。基幹相談支援センターについても情報収集に努めながら設置を目指していきます。					

(5) 障害福祉サービスの質を向上させるための取組

		単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
①	県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市職員の参加人数	回	5	5	5
②	障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する実施回数	回	3	3	3
見込量確保のための方策 ①について、情報収集に努め、県が主催する各種研修等へ適宜職員が参加します。②について、地域自立支援協議会において、障がい福祉サービス等の利用状況等について引き続き共有する機会を設けていきます。					

2 障害福祉サービスの種類と内容

(1) 訪問系サービス

- ① 居宅介護
自宅での入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
- ② 重度訪問介護
重度の肢体不自由者又は重度の知的障がい若しくは精神障がいにより、行動上著しい困難を有し常に介護を必要とする人に、自宅での入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的にを行います。
- ③ 同行援護
視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供、移動の援護等の外出支援を行います。
- ④ 行動援護
自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行います。
- ⑤ 重度障害者等包括支援
常に介護を必要とする人のなかでも、特に介護の必要度が高い人に対して、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所などのサービスを包括的に提供します。

(2) 日中活動系サービス

- ① 生活介護
常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
- ② 自立訓練（機能訓練）
身体障がいのある人または難病を患っている人等に対して、障害福祉サービス事業所等または障がいのある人の居宅において、理学療法、作業療法その他の必要なりハビリテーション、生活等に関する相談および助言などの支援を行います。
- ③ 自立訓練（生活訓練）
知的障がいまたは精神障がいのある人に対して、障害福祉サービス事業所等または障がいのある人の居宅において、入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談および助言などの支援を行います。
- ④ 宿泊型自立訓練
知的障がいまたは精神障がいのある人に対して、居室その他の設備を利用させるとともに、家事等の日常生活能力を向上するための支援、生活等に関する相談・助言などの必要な支援を行います。
- ⑤ 就労移行支援
一般企業等への就職を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

⑥ 就労継続支援

一般企業での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。雇用契約を結ぶA型と、雇用契約を結ばないB型があります。

⑦ 就労定着支援

就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がい者等で、生活面の課題が生じている人に対して、企業や自宅への訪問または本人の来所により、生活リズム、家計や体調の管理などに関する課題解決に向けて、必要な連絡調整や指導・助言等の支援を行います。

⑧ 療養介護

医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。

⑨ 短期入所

自宅で介護する人が病気の場合等に、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

(3) 居住系サービス

① 自立生活援助

障がい者支援施設やグループホーム等を利用していた障がい者等で、1人暮らしを希望する人の居宅を定期的に訪問し、日常生活での課題や体調の変化を確認し、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。

② 施設入所支援

施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

③ 共同生活援助

夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活の援助を行います。また、入浴、排せつ、食事の介護等の必要性が認定されている方にはサービスも提供します。

(4) 相談支援

① 計画相談支援

障害福祉サービスの利用申請時の「サービス等利用計画案」の作成、サービス支給決定後の連絡調整、「サービス等利用計画」の作成を行います。また、支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い、サービス事業者との連絡調整などを行います。

② 地域移行支援

障がい者支援施設等に入所している人または精神科病院に入院している人等、地域における生活に移行するために重点的に支援を必要としている人に対して、住居の確保などの地域生活に移行するための相談や必要な支援を行います。

③ 地域定着支援

単身等で生活する障がい者等に対し、常に連絡がとれる体制を確保し、緊急に支援が必要な事態が生じた際に、緊急訪問や相談等の必要な支援を行います。

(5) 障がい児支援

① 児童発達支援

通所により、日常生活における基本的な動作の指導、知識の付与、集団生活への適応訓練等の支援を行う福祉型と肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要な障がい児に対して児童発達支援及び治療を行う医療型があります。

② 放課後等デイサービス

学校就学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供します。

③ 保育所等訪問支援

保育所等を利用中の障がい児等に対して、訪問により保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を提供し、保育所等の安定した利用を促進します。

④ 居宅訪問型児童発達支援

重度の障がい等のために外出が著しく困難な障がい児に対して、居宅を訪問して児童発達支援のサービスを提供します。

⑤ 障がい児相談支援

障がい児通所支援の利用に際して、計画相談支援と同様に、障がい児支援利用計画案及び障がい児支援利用計画の作成を行い、サービス事業者との連絡調整やサービス利用状況の検証を行います。

⑥ 医療的ケア児に対するコーディネーター

重症心身障がい児等や日常生活を営むために医療を要する障がい児等が地域で安心して暮らせるよう、関連分野の支援を調整するコーディネーターを配置します。

⑦ 児童発達支援センター

児童発達支援事業を行うほか、施設の有する専門性を活かし地域の障がい児やその家族への相談、障がい児を預かる家族への援助・助言を合わせて行う地域の中核的な療育支援施設です。また、地域の保育所等と密接な連携を図り、保育所等訪問等を実施し、地域の保育所等に対し専門的な知識・技術に基づく支援を行います。

※①児童発達支援については令和6年度に予定される児童福祉法等の法改正により福祉型・医療型の一元化が予定されています。

3 障害福祉サービス等の必要な見込み量の確保のための全般的な方策

- (1) 自立支援協議会等にて地域にある資源を発掘及び調査し、計画を実施するための課題を協議します。また、各関係部署・事業所等と協働しながら、要望に対応できるような態勢づくりを働きかけます。
- (2) 福祉施設からの地域移行者について、地域で自立した生活を送ることができるよう障害福祉サービスの利用意向の把握・調整に努めます。

VI 地域生活支援事業の実施と見込量

地域生活支援事業は障がい者等が地域において自立した生活を送ることができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じて市町村で柔軟に実施できる事業です。

1 第6期障がい福祉計画による地域生活支援事業の進捗状況

- ・「計画」は第6期計画における令和5年度の計画（見込量）です。
- ・「実績」は、令和5年10月末現在のサービス量・利用人数等です。

	サービス名	計 画	実 績	単 位 等
市 町 村 必 須 事 業	理解促進研修・啓発事業	1	0	実施回数
	自発的活動支援事業	3	1	実施回数
	成年後見制度利用支援事業	5	1	利用人数
	成年後見制度法人後見支援事業	1	0	実施回数
	意思疎通支援事業	2	0	利用人数
	日常生活用具給付事業			
	①介護・訓練支援用具	2	1	給付件数
	②自立生活支援用具	4	2	給付件数
	③在宅療養等支援用具	4	2	給付件数
	④情報・意思疎通支援用具	3	3	給付件数
	⑤排泄管理支援用具	550	323	給付件数
	⑥居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	1	3	給付件数
	手話奉仕員養成研修事業	1	0	利用人数
	移動支援事業			
市 町 村 任 意 事 業	特別支援学校移動支援事業	3	3	実利用人数
	その他	29	49	実利用人数
	地域活動支援センター機能強化事業	1	1	実施箇所
	訪問入浴サービス	3	2	実利用人数
		210	74	延利用回数
	身体障がい者自立支援訓練事業	1	0	利用人数
	日中一時支援	24	16	実利用人数
		980	319	延利用回数
	巡回支援専門員整備	39	23	実施回数

※日常生活用具の種類について

- ① 介護・訓練支援用具：特殊寝台や特殊マットなどの障がい児者の身体介護を支援する用具や障がい児が訓練に用いるイスなど。
- ② 自立生活支援用具：入浴補助用具や聴覚障がい者用屋内信号装置などの、障がい児者の入浴、食事、移動などの自立生活を支援する用具。
- ③ 在宅療養等支援用具：電気式たん吸引器や盲人用体温計などの、障がい児者の在宅療養等を支援する用具。
- ④ 情報・意思疎通支援用具：点字器や人工喉頭などの、障がい児者の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援する用具。
- ⑤ 排泄管理支援用具：ストマ装具などの障がい児者の排泄管理を支援する衛生用品。
- ⑥ 居宅生活動作補助用具（住宅改修費）：障がい児者の居宅生活動作等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの。

2 地域生活支援事業の種類と内容

●市町村必須事業

(1) 理解促進研修・啓発事業

日常生活及び社会生活を営む上で生じる社会的障壁を除去するため、研修、啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図ります。

(2) 自発的活動支援事業

自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、情報交換のできる交流会など地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援することにより、共生社会の実現を図ります。

(3) 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がい者又は精神障がい者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、障がい者の権利擁護を図ります。成年後見制度の申立てに要する経費及び後見人等の報酬の全部又は一部を助成します。

(4) 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における業務を適正に行う法人の確保体制を整備し、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障がい者の権利擁護を図ります。

(5) 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能などの障がいのため、意思の疎通を図ることに支障がある人に対して、手話通訳者や要約筆記者の派遣などによる支援を行います。

(6) 日常生活用具給付事業

重度の障がいのある人に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付します。

(7) 手話奉仕員養成研修事業

手話で日常生活を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した者を養成します。

(8) 移動支援事業

地域における自立生活及び社会参加を促すため、屋外での移動が困難な障がいのある人に対し、外出の支援を行います。移動支援事業において、特別支援学校等に自力通学ができない児童、生徒の送迎を行う通学支援も行います。

(9) 地域活動支援センター機能強化事業

障がい者等に対し、創作活動や生産活動の機会の提供、社会との交流促進等を行います。

●市町村任意事業

(1) 身体障がい者自立支援訓練事業

福祉ホーム等に居住している障がい者で、日常生活等を地域の中で自主的に営むのに支障がある重度身体障がい者に対し、ケアグループによる介助サービス等を提供し地域社会での自立生活を支援します。

(2) 訪問入浴サービス事業

居宅介護サービスの利用ができない、家族の介護のみでは対応できないなどの理由により、自宅での入浴が困難である身体障がい者等の居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴介護を行います。

(3) 日中一時支援事業

障がいのある人の日中における活動の場や介護者の一時的な休息を確保するため、障がいのある人に一時的な見守りや社会に適応するための日常的な訓練等のサービスを提供します。

(4) 巡回支援専門員整備事業

発達障がい・知的障がい・精神障がい等何らかの発達の課題を有する児(者)を早期に発見し、適切な発達支援を行います。

3 地域生活支援事業のサービス見込量

	サービス名	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
市町村必須事業	理解促進研修・啓発事業	1	1	1	実施回数
	自発的活動支援事業	3	3	3	実施回数
	成年後見制度利用支援事業	3	4	5	利用人数
	成年後見制度法人後見支援事業	1	1	1	実施回数
	意思疎通支援事業	2	2	2	利用人数
	日常生活用具給付事業※				
	介護・訓練支援用具	2	2	2	給付件数
	自立生活支援用具	4	4	4	給付件数
	在宅療養等支援用具	4	4	4	給付件数
	情報・意思疎通支援用具	3	3	3	給付件数
	排泄管理支援用具	550	550	550	給付件数
	居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	1	1	1	給付件数
	手話奉仕員養成研修事業	1	1	1	利用人数
	移動支援事業				
市町村任意事業	特別支援学校移動支援事業	3	3	3	実利用人数
	その他	50	55	60	実利用人数
	地域活動支援センター機能強化事業	1	1	1	実施箇所
	訪問入浴サービス	2	2	2	実利用人数
		140	140	140	延利用回数
	身体障がい者自立支援訓練事業	1	1	1	利用人数
	日中一時支援	20	22	24	実利用人数
		400	440	480	延利用回数
	巡回支援専門員整備	40	40	40	実施回数

4 サービス見込量の確保のための方策

市の事業である地域生活支援事業は、障害福祉サービスとともに障がい者の自立と社会参加を総合的に支える2本の柱ともいえる事業であり、地域で生活する障がい者等のニーズを把握し、必要なサービスの充実を提供できる環境を整備します。自立支援協議会等にて協議したうえで、サービスの情報を発信・周知し利用しやすい環境づくりに努めていきます。

VII 計画の達成状況の点検及び評価

長井市障がい福祉計画の各年度における達成状況については、「長井市地域自立支援協議会」に報告し、その時々状況を検証し、計画目標を達成すべく事業を推進していきます。

第7期長井市障がい福祉計画
第3期長井市障がい児福祉計画
(令和6年3月策定)

編集・発行 長井市役所 福祉あんしん課 生活支援係
〒993-8601
山形県長井市栄町1番1号
電話 0238-82-8011